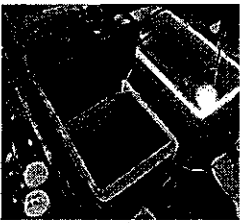


醒井養鱒場について

平成24年7月5日
環境・農水常任委員会資料
農政水産部水産課

試験研究



マス類に関する
試験研究

(1) ます類
に関する展示

観覧事業



公の施設としての観覧事業

(2) ます類
の普及

採卵教室等の
研修



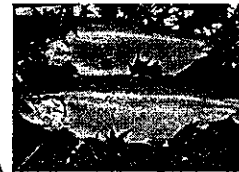
独自品種の流出
防止とブランド化

(3) ます類の生産および譲渡

養鱒事業



ピワマス

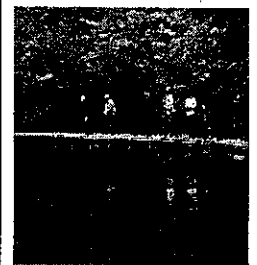


ニジマス、イワナ、アマゴ

県内河川
義務放流種苗

生食・養殖

有効活用



釣り堀

指定管理者に委ねる

指定管理業務

自主事業

滋賀県の事業

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、滋賀県醒井養鱒場に指定管理者制度を導入するため、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地方自治法に定める指定管理者に管理業務を行わせることができることとし、指定管理者の指定の手続、管理の基準等について、必要な規定を設けることとします。（第5条～第9条関係）
- (2) 指定管理者が管理業務を行う場合には、利用料金を指定管理者に納入しなければならないこととし、その額の決定方法、納付の方法等に関し必要な規定を設けることとします。（第10条、別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(設置) 第1条 養鱒^{そん}についての、調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒^{そん}技術の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の観覧に供する施設として、滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）を米原市に設置する。</p> <p>(入場料) 第2条 養鱒場の入場料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の定めるところによる。</p> <p>(入場時間) 第3条 入場時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、必要と認められる場合は、入場時間を延長し、または短縮することができる。</p> <p>(入場の拒否等) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、または退場をさせることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泥酔者および保護者の付き添わない幼児 (2) 著しく粗野または乱暴な言動その他他人の迷惑となるような行為をする者 (3) 魚類等に危害を加え、もしくは密漁をし、またはこれらをするおそれがある者 (4) その他場内の取締りまたは管理上支障があると認められる者 2 密漁による漁獲物を発見したときは、損害の賠償をさせることがある。</p> | <p>(設置) 第1条 養鱒^{そん}についての、調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒^{そん}技術の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の観覧に供する施設として、滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）を米原市上丹生に設置する。</p> <p>(業務) 第2条 養鱒場は、次に掲げる業務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ます類に関する展示 (2) ます類の普及に関する業務 (3) ます類の生産および譲渡 (4) その他養鱒場の設置の目的を達成するために必要な業務 </p> <p>(開場時間等) 第3条 養鱒場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。 2 養鱒場の休場日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。 3 知事は、必要と認めるときは、第1項に規定する開場時間を変更し、または前項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。</p> <p>(使用料) 第4条 養鱒場の施設に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。 2 使用料は、入場の前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。 3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。 4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。 5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。</p> <p>(指定管理者による管理) 第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、養鱒場の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条各号に掲げる業務 (2) 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務 </p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするもの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画の内容が養鱒場の効用を最大限に発揮させるものであること。</p> <p>(3) 事業計画の内容が養鱒場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>(指定管理者の指定の告示等)</p> <p>第7条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定を行い、または同条第11項の規定により指定を取り消し、もしくは管理業務の全部もしくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定管理者の管理の基準等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に養鱒場の運営を行うこと。</p> <p>(2) 養鱒場の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる事項について知事と協定を締結しなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項</p> <p>(2) 管理業務の実施に関し必要な事項</p> <p>(3) 管理業務の事業報告に関し必要な事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、養鱒場の適正な管理に関し必要な事項</p> <p>(指定管理者による開場時間等の変更)</p> <p>第9条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第3条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同条第1項に規定する開場時間を変更し、または同条第2項に規定する休場日を変更し、もしくは臨時に休場日を定めることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、入場者は、指定管理者に養鱒場の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、入場の前までに納めなければならない。ただし、指定管理者が別に納期</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、<u>管理に関する事項は、知事が別に定める。</u></p> | <p><u>を定めた場合は、この限りでない。</u> 5 <u>利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であって、知事の承認を得たときは、この限りでない。</u> 6 <u>指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>必要な事項は、規則で定める。</u></p> |

旧

新

別表（第4条、第10条関係）

| 区 分 | | 金 額 |
|-----|---|--|
| 個人 | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 1人1回につき 250 円 |
| | その他の者 | 同 450 |
| 団体 | 30人以上の団体については、上記の金額により算出した入場料総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を当該入場料総額から減額した額とする。 | |
| | 区分 | 率 |
| | 30人以上300人未満の場合 | 100分の20 |
| | 300人以上の場合 | 100分の30 |
| | 教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。） | 100分の30 |

- 注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。
- 2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者については、無料とする。
- 3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。
- 4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下この表において「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計

| 旧 | 新 |
|---|--|
| | <u>が30人以上であるときに限る。)の当該教職員については、1人につき320円とする。</u> |

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|------------------|----|----|---|------------------|-------|-------|----|---|--|----|---|----------------|---------|-----------|---------|---|---------|--|
| <p>滋賀県使用料および手数料条例 第2条 前条の使用料および手数料のならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(52) 省略 (53) 削除 (54) 醒井養鱒場入場料 別表第8に定める額 (55)および(56) 削除 (57)～別表第6 省略 別表第7 削除 別表第8 醒井養鱒場入場料</p> | <p>滋賀県使用料および手数料条例 第2条 前条の使用料および手数料のならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。 (1)～(52) 省略 (53)から(56)まで 削除 (57)～別表第6 省略 別表第7から別表第10まで 削除</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">個人</td> <td>高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者</td> <td style="text-align: right;">円 1人1回につき 250</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td style="text-align: right;">同 450</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">団体</td> <td colspan="2">30人以上の団体については、上記の金額により算出した入場料総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を当該入場料総額から減額した額とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">率</td> </tr> <tr> <td>30人以上300人未満の場合</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> <tr> <td>300人以上の場合</td> <td style="text-align: right;">100分の30</td> </tr> <tr> <td>教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）</td> <td style="text-align: right;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> | | 区分 | 金額 | 個人 | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 円 1人1回につき 250 | その他の者 | 同 450 | 団体 | 30人以上の団体については、上記の金額により算出した入場料総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を当該入場料総額から減額した額とする。 | | 区分 | 率 | 30人以上300人未満の場合 | 100分の20 | 300人以上の場合 | 100分の30 | 教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。） | 100分の30 | |
| | 区分 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人 | 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 円 1人1回につき 250 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の者 | 同 450 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体 | 30人以上の団体については、上記の金額により算出した入場料総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を当該入場料総額から減額した額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 区分 | 率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30人以上300人未満の場合 | 100分の20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 300人以上の場合 | 100分の30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。） | 100分の30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。</p> <p>2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下この表において「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき320円とする。</p> <p>別表第9および別表第10 削除 別表第11～別表第27 省略 別表第28 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料 1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> | <p>別表第11～別表第27 省略 別表第28 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料 1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> |